一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会長 様

群馬県県土整備部住宅政策課長 石関 史幸

宅地建物取引業免許等に係る電子申請の開始について(通知)

平素より、群馬県の不動産行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、群馬県における宅地建物取引業関連の申請等について、下記のとおり国土交通省手続業務一貫処理システム eMLIT(イーエムリット)を活用した電子申請の受付を開始しますので、お知らせいたします。

つきましては、貴会員へ御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、電子申請受付開始後も、引き続き紙での申請等も可能であることを申し添えます。

記

- 1 電子申請受付開始日 令和7年2月3日(月曜日)
- 2 電子申請が可能な手続

## · 宅地建物取引業免許申請(新規·更新) 宅地建物取引業者 · 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出 群 馬県知事免許 ・宅地建物取引業者免許証書換え交付申請 ・廃業等届出 · 宅地建物取引業者免許証再交付申請 · 営業保証金供託済届出 ・業務を行う場所の届出(50条2項) • 宅地建物取引士登録申請 (群馬県登録 · 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請 ・宅地建物取引士証書換え交付申請 · 宅地建物取引士証再交付申請 · 宅地建物取引士登録消除申請 ・宅地建物取引士死亡等届出

## 3 利用方法

「国土交通省手続業務一貫処理システム(eMLIT)ポータル」ページにアクセスの上、申請してください。

なお、申請には、別途 eMLIT を利用するためのアカウントの取得が必要です。 また、申請等に必要な書類は群馬県ホームページから御確認をお願いいたします。

| 国土交通省手続業務一貫処理                    | 国土交通省ホームページ   | 群馬県ホームページ   |
|----------------------------------|---|---|
| システム(eMLIT)ポータル                  | (システム操作マニュアル等)  | (申請等に必要な書類)                                       |
|                                  |   |   |
|                                  |   | 直逐級   |
| https://e.mlit.go.jp/GuestPortal | https://www.mlit.go.jp/tochi_fu<br>dousan_kensetsugyo/const/tochi<br>_fudousan_kensetsugyo_const_tk<br>3_00001_00062.html | https://www.pref.gunma.jp/site/shinsei/10916.html |

## 4 注意事項

eMLIT には手数料の納付機能がないため、当面の間、電子納付は行えません。

各種申請に伴う手数料の支払いに関しては、手数料分の群馬県証紙をお買い求めの 上、指定の様式に貼付し、必ず簡易書留又はレターパックプラス(赤色)にて群馬県県土 整備部住宅政策課宅建業係宛てに郵送してください。

その他申請等にあたっての注意事項は、群馬県ホームページにて御確認をお願いいたします。

## 5 問合せ先

(1) システムの操作及びアカウントの取得に関するお問合せ eMLIT 専用コールセンター

| 問合せ方法 | 問合せ先                       | 受付時間                             |  |
|-------|----------------------------|----------------------------------|--|
| 電話    | 03-4577-9227               | 平日 8:00-18:15※                   |  |
| メール   | helpdesk@e-mlit.mlit.go.jp | 24 時間 365 日<br>対応は平日 8:00-18:15※ |  |
| ウェブ   | eMLIT のメニュー「システム問い合        |                                  |  |
|       | わせ」からお問い合わせ                | <b>メリルいは   日 0.00-10.13</b> ※    |  |

※土日祝日、年末年始を除く

(2) 申請内容(必要書類等)に関するお問合せ群馬県住宅政策課宅建業係 027-226-3525(直通)平日8:30~17:15(土日祝日、年末年始を除く)

担当:住宅政策課宅建業係

電話:027-226-3525